
過払金サミット速報

投稿: 充 さま

11月6日に兵庫県芦屋市民センター、ルナホールで第2回過払金サミットが開催された。第1回過払金サミットは、2月22日に静岡市で開催され、参加は7団体18名であったが、今回は、106団体206名と大幅に増加した。過払金の差押えによる税金などの回収に対する急激な関心の高まりを如実に表したものと言える。

過払金サミットは、芦屋市副市長の歓迎の挨拶から始まり、瀧弁護士の基調講演、過払金の回収を行っている団体の職員から取組の発表、シンポジウムが行われ、速やかな情報交換のためのメーリングリストの立ち上げが提案され、最後にサミット宣言を持って終了した。終了後には参加者による交流会も催され、交流会にも100名以上が参加した。

瀧弁護士は、基調講演で過払金の差押えに対する最近の貸金業者の対応が、支払いを遅らせるために連携して、取引履歴の開示請求に対して身分証明書の写しの添付を求めるなどして引き伸ばしたり、同じ内容で審査請求を提出して行政側を疲弊させ、差押えの矛先が鈍るのを待っている。行政側にとって最大の難関は、取立訴訟に議会の議決を必要とすることだが、貸金業者は過払金を払わざるを得ないことを承知しており、芦屋市や茨城租税債権管理機構の訴訟の結果からもわかるように、敗訴を避け全額の支払いのすることは明らかなので、労をいとわず取立訴訟を専決処分できる条例を定めるなどして対処してほしい。貸金業者の不当な態度を改めさせる意味でも、行政をなめている貸金業者の態度を改めさせる意味でも毅然とした対応で頑張ってもらいたいと訴えられた。

今思えば、今回の過払金サミットでは、地方税に掲載された瀧先生の過払い金を差押えて税金の回収をとの一編の論文が大きいうねりとなり、もう少しで税金の回収と多重債務者の救済という二つの目的を果たす寸前にきていることを強く感じた。既に不開示に対して告発の手順を確立しつつある芦屋市の取り組みや静岡市に見られる弁護士や司法書士と連携した税金等の回収と多重債務者対策モデルさらには訴訟の手続きをクリアし、取立て訴訟を提起した三重県などから学んで、それらのノウハウを共有して後に続いて欲しいと願うとともに、我々自治体の徴収部門の職員は知恵を結集して税金等の回収と多重債務者の救済という二つの目的を果たすべき責務があると改めて認識した。

今回の過払金サミットでは、内容的にも大きく充実し、過払い金の回収に取り組む弁護士の参加や消費生活相談担当部署からも事例発表も行われた。

兵庫県但馬県民局の消費生活相談担当者からは、多重債務者の悲惨な苦境の紹介とその救済で自治体の徴収部門が役割を果たすことへの期待と連携の必要性が訴えられ、こうした考え方に基づいてすでに地域的な連携が行われ、税金の回収と多重債務者の救済という二つの目的を果たしていることが報告された。

取引履歴の開示を避ける業者には、担当者の名前を聞き金融庁に報告すると告げる等の実戦的な取り組みや、全国の自治体の徴収部門に大いに期待しているとの力強いエールが、すべての参加者に新鮮で強烈なインパクトを与えた。

一方で、シンポジウムでは今後解決すべき課題として、取引履歴の開示に応じない貸金業者の速やかな告発(複数の自治体による一斉告発)と貸金業者に対する捜索、異議申し立てに対する却下・棄却などの文例集の作成、取り立てのための弁護士費用の貸金業者への請求等を法的に検討する必要性が指摘された。提案されたメーリングリストを活用するなどしてこれらの課題が早急に解決されるよう切望するとともに、解決のための検討チームを早急に立ち上げる必要があると感じた。